

情報共有のための対応事例紹介（訪問・在宅医療）①

※ この対応策は各施設独自に作成され、各施設で状況に応じて毎日変更されているものであり、あくまでも参考として提示であることをご理解ください。

施設名:略称	Aステーション	Bステーション
施設分類(訪問看護・診療所からの訪問リハビリ・自費診療)	訪問看護ステーション	訪問看護ステーション
施設規模(Nrs・PT・OT・ST それぞれの常勤換算人数)	Nrs 5人、PT 9人、OT 0人、ST 0人	Nrs3人、PT2人
施設全体の利用者数(1ヶ月あたり)	242人	3人
施設全体の全訪問回数(1ヶ月あたり)	1480件	12件
理学療法士の一泊訪問最大利用者人数	8人	1人
従業員の健康管理についての方法・対策	基本の手洗い・うがい・アルコール消毒を徹底し、感染拡大の予防に努める。Googleフォームにて毎日検温、マスク着用、全スタッフに防護服用意、非接触型体温計利用	基本の手洗い・うがい・アルコール消毒を徹底し、感染拡大の予防に努める。毎日検温(接触型のため消毒徹底)と咳の有無の確認。マスク着用。防護服用意(フェイスシールドはA4ファイルで自作、ガウンは半袖のみのためアームカバーをポリ袋で自作)。多数の人が集まるイベントへの参加を控える。訪問時着用衣服等は事業所内で速やかに洗濯。近隣訪問看護ステーションや他職種と連携、情報収集や共有に努める。
ディサービス、入居施設などグループ内施設との兼務について	なし	なし
利用者に発熱がある場合の中止・再開基準	原則キャンセルもしくは2日後以降の振替で調整し、利用者には最寄りの医療機関への受診を促す。 利用者の状態により発熱時に訪問が必要な場合は、必ずマスク・手袋を着用し、訪問前後の手洗い・うがい・アルコール消毒を徹底して行う。 利用者が2日以内に解熱・症状の軽快を認めた場合は、それ以降通常通りの訪問を行う。 3~4日以上症状が持続する場合は、新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指定の医療機関を受診していただく。	主治医・ケアマネと相談し、訪問内容や回数の変更を検討・調節する。医療機関への受診促し。 利用者が2日以内に解熱・症状の軽快を認めた場合は、それ以降通常通りの訪問を行う。 3~4日以上症状が持続する場合は、新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指定の医療機関を受診していただく。
利用者同居家族に発熱がある場合の中止・再開基準	利用者に、37.5℃以上の発熱があり新型コロナウイルス感染が少しでも疑われる同居家族がいる場合は、原則キャンセルもしくは2日後以降の振替で調整し、症状がある家族には最寄りの医療機関への受診を促す。 利用者・家族には極力の自宅内隔離を促し、毎日4回以上の検温を推奨する。 利用者の状態により訪問が必要な場合は、必ずマスク・手袋を着用し、訪問前後の手洗い・うがい・アルコール消毒を徹底して行う。 家族が2日以内に解熱・症状の軽快を認め、利用者にも発熱などの症状がない場合は、それ以降通常通りの訪問を行う。 3~4日以上症状が持続する家族がいる場合は、新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指定の医療機関を受診していただく。	利用者に、37.5℃以上の発熱があり新型コロナウイルス感染が少しでも疑われる同居家族がいる場合は、主治医・ケアマネと相談し、訪問内容・回数の変更を検討・調節する。 症状がある家族には最寄りの医療機関への受診を促す。 利用者・家族には極力の自宅内隔離を促し、毎日4回以上の検温を推奨する。 利用者の状態により訪問が必要な場合は、必ずマスク・手袋を着用し、訪問前後の手洗い・うがい・アルコール消毒を徹底して行う。 家族が2日以内に解熱・症状の軽快を認め、利用者にも発熱などの症状がない場合は、それ以降通常通りの訪問を行う。 3~4日以上症状が持続する家族がいる場合は、新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指定の医療機関を受診していただく。
従業員に発熱がある場合の休暇・再出勤基準	速やかに感染対策委員に報告し、最寄りの医療機関を受診の上自宅待機する。自宅待機中は、毎日4回の検温を実施する。3~4日以上症状が持続する場合は新型コロナウイルス感染症を疑い、感染委員に報告の上、各地区保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指定の医療機関を受診する。	速やかに事業所所長兼感染対策委員に報告し、最寄りの医療機関を受診の上自宅待機。自宅待機中は、毎日4回の検温を実施する。3~4日以上症状が持続する場合は新型コロナウイルス感染症を疑い、感染委員に報告の上、各地区保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指定の医療機関を受診する。

施設名:略称	Aステーション	Bステーション
従業員同居家族に発熱がある場合の休暇・再出勤基準	37.5℃以上の発熱があり新型コロナウイルス感染が少しでも疑われる同居家族がいる場合は、速やかに感染対策臨時検討委員会に報告し、自宅待機する。 自宅待機中は症状を認める家族をできるだけ自宅内隔離としていただき、家族全員に毎日4回の検温を実施してください。 2日以内に解熱、症状の軽快を認め、職員本人にも発熱などの症状のない場合は、感染委員に報告し、状況の確認の上就労可能とする。 3~4日以上症状が持続する家族がいる場合は新型コロナウイルス感染症を疑い、感染委員に報告の上、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指定の医療機関を受診する。	37.5℃以上の発熱があり新型コロナウイルス感染が少しでも疑われる同居家族がいる場合は、速やかに感染対策臨時検討委員会に報告し、自宅待機する。 自宅待機中は症状を認める家族をできるだけ自宅内隔離としていただき、家族全員に毎日4回の検温を実施する。 2日以内に解熱、症状の軽快を認め、職員本人にも発熱などの症状のない場合は、感染委員に報告し、状況の確認の上就労可能とする。 3~4日以上症状が持続する家族がいる場合は新型コロナウイルス感染症を疑い、感染委員に報告の上、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指定の医療機関を受診する。
新型コロナ陽性が疑わしい利用者への施設としての対応	感染対策委員会に報告し、かかりつけ医と相談する。	事業所所長兼感染対策委員会に報告、主治医・ケアマネと相談する。
訪問理学療法のキャンセルに対する具体的な対応	電話による健康管理と条件が整う利用者は、LINEなどを利用して状況確認している。歩行動画などを家族に撮影していただき送信していただくことでモチベーションの維持に取り組んでいる。	電話での状況確認・情報共有を実施。自主練習プラン表の作成と経過確認。
担当者会議・退院前共同指導等の開催についての対策	書面やFAXにて情報共有を実施している。退院前共同指導は、ビデオ通話による開催依頼は現在のところ無い。今後機会があれば勧めていく予定。	現在、電話・FAXでの対応のみ。今後の対策を検討中。
不足物品に対する対策	マスクは単価が高いがネット通販にて購入している。アルコール消毒液も同様にネットで購入している。フェイスシールドとガウンはネット上にも見当たらないため引き続き探している状態である。在庫がなくなるまでに代用品も含め探している。	マスクは高価であったがネットで購入し、1ヶ月分は確保。アルコール消毒は県からの配布分のみ。フェイシールドは購入困難なためA4ファイルで自作。ガウンは半袖のみ100枚あるだけ。アームカバーはポリ袋で自作。
従業員共有スペースの対策	元々あまり複数で利用することがないが、定期的な清掃を行っている。また、共有スペースの換気を実施し、滞在時間を極力短縮している。	定期的に消毒実施。常時換気。
会議・研修等の開催についての対策	オンライン会議のみで実施している。研修会は延期している。	現状、研修会や会議への参加延期としている。
旅行や会食などプライベートに対する対策	可能な限り自粛であるが、特別規則は設けていない。各自の判断に任せている。	事業所内マニュアルに沿って、基本的に自粛。
今以上の感染拡大に向けての対策	ガウンとフェイスシールドを入手できるように情報収集している。また、スタッフの感染に備えて余剰人員を募集している。	現在、備品・必要物品の在庫確認中。在庫確認表の作成。
その他で独自に取り組んでいる対策	元々、朝礼や会議などで集まる機会は少なく、情報共有はオンライン上でやっている。元々の働き方ではあるが、直行直帰を実施しており、訪問業務終了後は在宅勤務としている。事務作業は、各自の端末より実施できるようにしている。	事業所内マニュアルで感染対策実施中。可能な限り、プライベートでの外出を自粛するよう促している。
照会・相談の可否	可	可

* 掲載内容の問合せについて

最下段の「照会・相談の可否」で可の場合に、資料提供先に問い合わせが可能です。
 問合せの場合は県土会HPの問合せフォーム(<https://hyogo-pt.or.jp/contact>)よりご照会ください。
 なお内容によってはご回答ができない場合もございますのでご了承ください。

情報共有のための対応事例紹介（訪問・在宅医療）②

※ この対応策は各施設独自に作成され、各施設で状況に応じて毎日変更されているものであり、あくまでも参考として提示であることをご理解ください。

施設名:略称	C介護老人保健施設 訪問リハビリ	Dステーション
施設分類(訪問看護・診療所からの訪問リハビリ・自費診療)	訪問リハビリ	訪問看護ステーション
施設規模(Nrs・PT・OT・ST それぞれの常勤換算人数)	PT 3人	Ns6人、PT3人、OT1人、ST1人(非常勤)
施設全体の利用者数(1ヶ月あたり)	65人	66人
施設全体の全訪問回数(1ヶ月あたり)	370回数	315件
理学療法士の一日訪問最大利用者人数	8人	6人
従業員の健康管理についての方法・対策	「感染症及び食中毒まん延防止のためのマニュアル」に従い感染対策を実施している。基本的には手洗い・アルコール手指消毒・マスク着用等の標準予防策である。	日常生活での体調管理、外出先の考慮を踏まえ、手洗い・うがい・マスク常用。時差出勤・車通勤の許可。出勤時の検温。
ディサービス、入居施設などグループ内施設との兼務について	ありません	なし
利用者に発熱がある場合の中止・再開基準	<p>体調不良者の発症時対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調不良時は早めに報告連絡相談する ・風邪症状、37度以上の発熱者は利用者もスタッフも感染者として対応する。 ・上記について医師に報告し指示に従う ・尼崎中央病院の発熱外来に電話相談し、必要であれば受診、保健所に連絡し指示に従う <p>解除について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の復帰、隔離解除、濃厚接触者に関しては別紙の学級閉鎖基準比較表等に従う 	<p>原則キャンセル。医療機関受診結果を踏まえ、かかりつけ医の指示を仰ぐ。必要性に応じて、家人・CM等と介入方法を検討。</p> <p>陽性が疑われる場合、利用者本人も検査を実施。利用者が陰性であり、在宅生活が可能であれば手洗い・アルコール消毒・PPE着用・環境整備を実施し、サービスを実施。在宅生活が困難な場合は緊急的に短期入所の利用などを検討。サービス提供は極力、同一職員で実施する。また、他利用者への訪問を控える様にする。</p>
利用者同居家族に発熱がある場合の中止・再開基準	<p>上記に準ずる</p> <p>上記は社会医療法人・中央会の感染症予防対策指針及びマニュアルからの抜粋です</p>	<p>速やかな医療機関の受診を促す。陰性であれば状況を見てサービスを再開する。</p> <p>陽性が疑われる場合、利用者本人も検査を実施。利用者が陰性であり、在宅生活が可能であれば手洗い・アルコール消毒・PPE着用・環境整備を実施し、サービスを実施。在宅生活が困難な場合は緊急的に短期入所の利用などを検討。サービス提供は極力、同一職員で実施する。また、他利用者への訪問を控える様にする。</p>
従業員に発熱がある場合の休暇・再出勤基準		<p>発熱(温度にかかわらず)、咳、倦怠感等、症状問わず何らかの体調変化が生じた際は申告。原則、休みとし、医療機関受診を促し、結果を踏まえて対応を検討。陰性であれば症状軽快・主治医指示および施設判断にて出勤再開とする。</p>

施設名:略称	C介護老人保健施設 訪問リハビリ	Dステーション
従業員同居家族に発熱がある場合の休暇・再出勤基準	新型コロナウイルス流行下での病院受診時について 基本は、かかりつけ医で対応する 熱発で尼崎中央病院を受診し、呼吸器症状なく重症でなければ対処療法となり、内服処方にて4日間自宅にて健康観察を行う 4日間経過しても熱発続き症状軽減なければ、電話にて再診予約を行い受診し出勤について相談する 4日目が土日祭日等ならば平日に電話で再診予約を行い受診する 基礎疾患(DM 心疾患 血液)ある方は2日間を目安で受診、受診方法は同様です	原則的には休みとするが、症状や経過を鑑み、出勤の可否を検討。 同居家族の速やかな医療機関受診を促し、結果報告の上出勤の可否を決定する。陽性が疑われる場合、当該職員は休みとする。同居家族ならびに当該職員の症状経過、体調の経過報告を受け、2週間を目処に出勤の可否を検討する。
新型コロナ陽性が疑わしい利用者への施設としての対応	施設長(医師)・看護長・事務長いずれかに報告をし、指示を受ける	かかりつけ医、施設医師とで協議する。
訪問理学療法のキャンセルに対する具体的な対応	利用者およびケアマネへ連絡し内諾を得る。ケアマネには利用者の健康観察についても依頼する。	本人・家人、CM等と連絡を密に取りながら生活状況を把握。必要に応じ、自主運動指導や環境調整等、間接的アプローチを行う。
担当者会議・退院前共同指導等の開催についての対策	担当者会議は書面にて情報交換をしている	原則、書面または電話にて実施。Web会議実施の予定は無し。(環境未整備のため)
不足物品に対する対策	マスク・アルコール消毒液・手洗い用のタオルペーパーは施設からの配布がある フェイスシールドは自前で用意、ガウンは使用していない	系列法人からの支給でまかなえている。
従業員共有スペースの対策	訪問リハビリ事務所は、毎朝、クリーンキーパーさんにより清掃されている。終業時にドア取手・スイッチ・パソコン・電話についてはアルコール清拭している。	時間毎の換気、次亜塩素酸ナトリウム希釈液による環境整備を実施。
会議・研修等の開催についての対策	勉強会等は中止している	書面による持ち回り会議、またはWeb会議。研修会等は開催の目処無し。
旅行や会食などプライベートに対する対策	特別規則は設けていない 各自の判断に任せている	施設・事業所からは特段の指示無し。報道等で伝えられている行動自粛に準ずる。
今以上の感染拡大に向けての対策	政府の感染対策方法に順じ、各自の判断に任せている	アルコール・PPE等の物品補充。
その他で独自に取り組んでいる対策	昼休みにCOVID-19に関する意見交換をすることが多い	系列法人どうしの会議等はWeb会議へ移行準備中。
照会・相談の可否	可	可

* 掲載内容の問合せについて

最下段の「照会・相談の可否」で可の場合に、資料提供先に問い合わせが可能です。
 問合せの場合は県土会HPの問合せフォーム(<https://hyogo-pt.or.jp/contact>)よりご照会ください。
 なお内容によってはご回答ができない場合もございますのでご了承ください。